

仕様書

1 業務名称

「第 42 回みなと人権展」チラシ新聞折込広告業務（概算契約）

2 業務内容

（1）折込内容

当区が発行する「第 42 回みなと人権展」チラシを港区・西区・大正区・浪速区の新聞 5 紙（朝日・毎日・読売・産経・日本経済）の朝刊に折り込む。

（2）折込回数

1 回

（3）折込部数

47,800 部（概数：港区、西区、大正区、浪速区内の購読数分）

（4）折込日

令和 8 年 11 月 21 日（土）

3 規格

チラシ（A4 判、両面刷、上質紙、紙厚 90 kg）

4 納品

契約後、本市と日程調整のうえ納品可能。

受注者は折込作業を始める時刻までに新聞販売店へ配送を完了させること。なお、配送に必要な添書については用意すること。

5 折込実行部数の報告等

業務完了後、速やかに新聞販売店ごとの折込実行部数内訳報告書を提出し、残部については、当区に速やかに返送（受注者負担）すること。

期限：令和 8 年 12 月 16 日（水）

6 支払い

（1） 契約金額については、新聞折込広告業務に関する一切の経費を含めるものとし、単価に折込部数を乗じること。

（2） 契約当初においては概算で契約するが、後日契約金額を確定するものとする。

（3） 本業務の履行確認後、受注者の請求に基づき支払うものとする。

7 その他

- (1) 業務に関わっての事故など、一切の責任は受注者で負担すること。
- (2) 折り込む際は、他のチラシの中で、「第 42 回みなと人権展」チラシが他のチラシの中で一番上に折り込まれるよう努力すること。
- (3) 本業務を通じて知りえた情報を第三者に漏らしてはならない。
- (4) 契約書や仕様書に定めのない事項については、その都度、双方の協議のうえ定める。
- (5) 契約締結後に本仕様書に疑義が生じた場合は、当区の解釈に従うこと。
- (6) 各特記仕様書を遵守すること

8 事業担当

大阪市港区役所 協働まちづくり推進課（教育・人権啓発グループ）小西
〒552-8510 大阪市港区市岡 1-15-25 大阪市港区役所 5 階 53 番窓口
電話 06-6576-9975
FAX 06-6572-9512
メールアドレス tg0002@city.osaka.lg.jp